



茨城県報

第 722 号

令和 8 年 (2026年) 6 月 18 日

木 曜 日

目 次

規 則	ペー ジ
●茨城県建設工事執行規則の一部を改正する規則 (監理課)	1
告 示	
●知事指定薬物の指定 (薬務課)	3
●海岸法に基づく規制区域、指定物件及び規制期間の指定 (河川課)	4
(教 育 委 員 会)	
●指定公金事務取扱者の委託 (2 件)	6
公 告	
●クリーニング師の研修の指定 (生活衛生課)	6
●開発行為の工事完了 (建築指導課)	7
●入札公告 (管財課)	7
●入札公告 (漁政課)	12
(企 業 局)	
●入札公告	17
(警 察 本 部)	
●落札者等の公示	22

規 則

茨城県規則第47号

茨城県建設工事執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 6 月 18 日

茨城県知事 大井川 和 彦

茨城県建設工事執行規則の一部を改正する規則

第 1 条 茨城県建設工事執行規則 (昭和43年茨城県規則第69号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第173条の 3」を「第173条の 6」に改める。

第 5 条第 1 項中「(様式第 1 号)」を削り、「又は工程表を併せて提示し、又は」を「及び工程表を作成し、」に改める。

第 7 条の 2 の見出しを「(書面の提出)」に改め、同条中「説明書 (様式第 1 号の 2)」を「同法第12条第 1 項の規定による書面」に改める。

第 8 条第 3 項中「(様式第 3 号)」を削る。

第12条を次のように改める。

(書類の様式)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則に規定する様式及び建設工事請負契約書に基づく通知等の様式は、別に定める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 削除

様式第1号の2を削る。

様式第2号第2条に次の1項を加える。

- 2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

様式第2号第3条の見出しを「(工事費内訳書及び工程表)」に改め、同条第1項中「工程表」を「工事費内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表」に改め、同条第2項中「工程表」を「内訳書及び工程表」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)、安全衛生経費(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)及び建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金を明示するものとする。

様式第2号第10条第1項第3号中「第26条第3項ただし書」を「第26条第3項第2号」に改める。

様式第2号第23条に次の1項を加える。

- 3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第52条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第53条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

様式第2号第24条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前条第3項の規定は、第1項の協議について準用する。

様式第2号第25条に次の1項を加える。

- 9 第23条第3項の規定は、第3項又は第7項の協議について準用する。

様式第2号第36条第1項中「前払金」の次に「(中間前払金を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち、この工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

様式第2号第54条を次のように改める。

(通知等の様式)

第54条 この契約に基づく通知書等の様式は、発注者が別に定める。

様式第2号備考中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 この工事が建設業法第2条第1項に規定する建設工事に該当しない場合は、第3条第1項に定める内訳書の作成及び提出を要しない。

様式第 3 号を次のように改める。

様式第 3 号 削除

別表を削る。

第 2 条 茨城県建設工事執行規則の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 173 条の 6」を「第 173 条の 7」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の茨城県建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に公告その他の契約の申込みの誘因（以下「公告等」という。）を行う建設工事から適用し、同日前に行われた公告等に係る建設工事については、なお従前の例による。

告 示

茨城県告示第 506 号

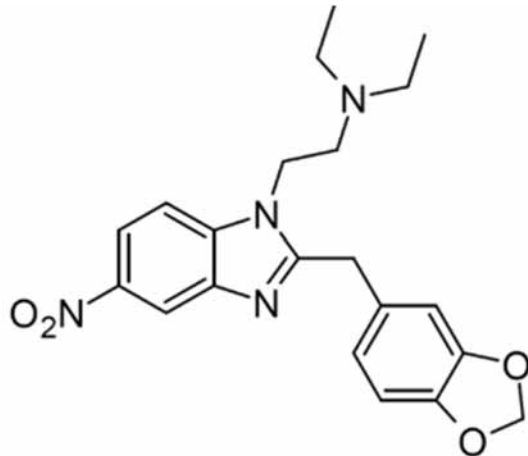
茨城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成 27 年茨城県条例第 53 号）第 10 条第 1 項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和 8 年 6 月 18 日

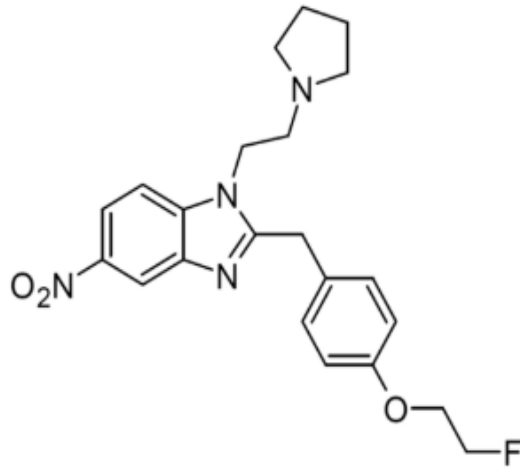
茨城県知事 大井川 和彦

1 知事指定薬物の名称

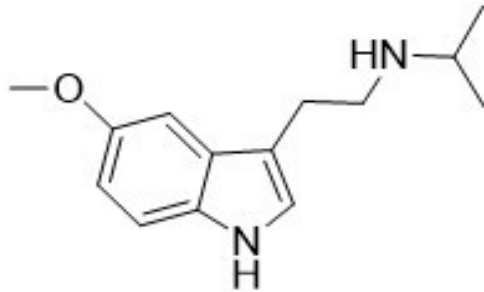
- (1) 2 - { 2 - [(ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール - 5 - イル) メチル] - 5 - ニトロ - 1 H - ベンゾ [d] イミダゾール - 1 - イル } - N, N - ジエチルエタン - 1 - アミン及びその塩類



- (2) 2 - { [4 - (2 - フルオロエトキシ) フェニル] メチル } - 5 - ニトロ - 1 - [2 - (ピロリジン - 1 - イル) エチル] - 1 H - ベンゾ [d] イミダゾール及びその塩類



(3) N-[2-(5-メトキシ-1H-インドール-3-イル)エチル]プロパン-2-アミン及びその塩類



2 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用を有し、かつ、人の身体に使用された場合に人の健康に被害が生ずると認められ、県の区域内において濫用されるおそれがあるため

3 指定の効力が発生する日

令和 8 年 6 月 18 日

茨城県告示第507号

海岸法（昭和31年法律第101号）第8条の2第1項第3号の規定により、海岸保全区域内の公共海岸について、自動車、船舶その他の物件で海岸管理者が指定したものを入れ、又は放置することを規制する、区域、物件及び期間等を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により公示する。

その関係図面は、茨城県土木部河川課及び茨城県常陸大宮土木事務所において縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 18 日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 規制する区域

茨城沿岸ひたちなか海岸阿字ヶ浦地区海岸のうち、国営ひたち海浜公園との境界の延長線からひたちなか市磯崎町の磯崎漁港突堤との境界の延長線までの範囲の公共海岸（別添図面のとおりに）

2 指定する物件

自動車（救急車等の緊急自動車、人命救助のための水上バイク等を運搬する自動車及びごみ収集車等を除く。）、オートバイ及びサンドバギー車

3 規制する期間等

令和 8 年 7 月 18 日（土）から令和 8 年 8 月 23 日（日）までの毎日午前 8 時から午後 4 時まで

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会告示第 6 号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第243条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 6 月 18 日

茨城県教育委員会教育長 柳 橋 常 喜

- 1 指定公金事務取扱者の名称
常陸農業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者の主たる事務所の所在地
茨城県常陸太田市山下町3889番地
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等の内容
茨城県立水戸農業高等学校における実習生産物の物品売払代金の徴収事務
- 4 指定公金事務取扱者としての委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 5 指定公金事務取扱者を指定した日
令和 8 年 4 月 1 日

茨城県教育委員会告示第 7 号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第243条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 6 月 18 日

茨城県教育委員会教育長 柳 橋 常 喜

- 1 指定公金事務取扱者の名称
常陸農業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者の主たる事務所の所在地
茨城県常陸太田市山下町3889番地
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等の内容
茨城県立大子清流高等学校における実習生産物の物品売払代金の徴収事務
- 4 指定公金事務取扱者としての委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 5 指定公金事務取扱者を指定した日
令和 8 年 4 月 1 日

公 告

●クリーニング師の研修の指定

クリーニング師の研修について、次のとおりクリーニング業法 (昭和25年法律第207号) 第 8 条の 2 第 1 項の規定により指定する。

令和 8 年 6 月 18 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 主催者名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋 6 丁目 8 番 2 号
- 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地
公益財団法人茨城県生活衛生営業指導センター
茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号 茨城県三の丸庁舎
- 開催年月日、場所等
第 1 型クリーニング師研修

開催年月日	会場名	所在地	予定人員 (人)
令和 8 年 8 月 20 日 (木)	茨城県県西生涯学習センター	筑西市野殿 1371	30
令和 8 年 8 月 28 日 (金)	茨城県霞ヶ浦環境科学センター	土浦市沖宿町 1853	40
令和 8 年 9 月 2 日 (水)	茨城県立健康プラザ	水戸市笠原町 993-2	50

- 受講科目
(1) 衛生法規及び公衆衛生
(2) 洗濯物の受取、保管及び引渡し
(3) 洗濯物の処理
(4) 繊維及び繊維製品
(5) レポート

- 受講料
5,000 円

●開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 18 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
稲敷郡阿見町大字阿見字大榎 2680 番 1、2681 番 3、2684 番
- 事業主の住所及び氏名
稲敷郡阿見町岡崎一丁目 3 番地 8 グラース I 203
吉成 繁、吉成 沙也加

●入札公告

県有財産 (土地) の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

令和 8 年 6 月 18 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 売払財産 (土地)

(1) 件名

物件番号 1 : 旧水戸地区見川教職員住宅敷地

物件番号 2 : 旧県職員住宅水戸本丸荘敷地

物件番号 3 : 旧海洋高等学校湊水会館跡地駐車場

物件番号 4 : 旧竜ヶ崎第二高等学校第二グラウンド

(2) 売払財産の概要

物件番号	《財産の名称》 土地の所在及び地番	種別	公簿地目 種類・構造	面積 (㎡)	予定価格 (円)
1	《旧水戸地区見川教職員住宅敷地》 水戸市見川町字沓掛2563番610、2563番612、2563番1316、2563番1318、2563番1319、2563番1320、2563番1322	土地	宅地 公衆用道路	2,001.77 (宅地) 399.90 (道路) 2,401.67 (合計)	36,700,000
2	《旧県職員住宅水戸本丸荘敷地》 水戸市三の丸三丁目1番294	土地	宅地	2,546.44	58,100,000
3	《旧海洋高等学校湊水会館跡地駐車場》 ひたちなか市和田町二丁目420番8、5084番11、5084番17	土地	雑種地	1,445.61	14,400,000
4	《旧竜ヶ崎第二高等学校第二グラウンド》 龍ヶ崎市羽原町字中河内代1941番7、1910番2	土地	山林	17,258.00	20,319,000

2 一般競争入札に参加することができない者

次のいずれかに該当する者は、この一般競争入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項の規定に該当する当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第238条の3第1項の規定に該当する公有財産に関する事務に従事する県の職員

(3) 茨城県暴力団排除条例 (平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。) 第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、及び次に掲げる暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

ア 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者

イ 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者 (事業者を含む。)

エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者 (事業者を含む。)

オ 暴力団 (員) に経済上の利益や便宜を供与している者

カ 役員等が暴力団 (員) と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者 (事業者を含む。)

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 (平成11年法律第147号) に基づく処分の対象となっている団体又はその構成員

3 入札参加申込書等の配布期間及び場所

(1) 配布期間

令和8年6月18日 (木) から令和8年7月17日 (金) まで (土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和

23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く。)

(2) 配布場所

ア 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部管財課 公有財産維持活用推進室

電話 029-301-2380

イ 下記 11 に示す現地説明会の会場

ウ 茨城県管財課ホームページ

<https://www.pref.ibaraki.jp/somu/kanzai/koyu/zaisan.html>

4 入札参加申込書等の提出期間及び場所

(1) 提出期間

令和 8 年 6 月 18 日 (木) から令和 8 年 7 月 17 日 (金) まで (土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く。)

・郵送 (書留郵便) の場合、令和 8 年 7 月 17 日 (金) 午後 5 時必着

(2) 提出場所

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部管財課 公有財産維持活用推進室

電話 029-301-2380

5 入札の方法

(1) 入札書の提出

郵送 (書留郵便) 又は当日持参により提出すること。

(2) 入札書の提出期限・提出日時及び提出場所

ア 郵送による提出の場合

物件番号	提出期限	提出場所
1 ~ 4	令和 8 年 7 月 29 日 (水) 午後 5 時必着	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県総務部管財課 公有財産維持活用推進室

イ 当日持参による提出の場合

物件番号	日 時	場 所
1	令和 8 年 7 月 30 日 (木) 午前 9 時 30 分	茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁 1 階 入札室 2
2	令和 8 年 7 月 30 日 (木) 午前 10 時 30 分	茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁 1 階 入札室 2
3	令和 8 年 7 月 30 日 (木) 午前 11 時 30 分	茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁 1 階 入札室 2
4	令和 8 年 7 月 30 日 (木) 午後 1 時 30 分	茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁 1 階 入札室 2

(3) 開札の日時及び場所

物件番号	日 時	場 所
1	令和 8 年 7 月 30 日 (木) 午前 9 時 30 分	茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁 1 階 入札室 2
2	令和 8 年 7 月 30 日 (木) 午前 10 時 30 分	茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁 1 階 入札室 2
3	令和 8 年 7 月 30 日 (木) 午前 11 時 30 分	茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁 1 階 入札室 2
4	令和 8 年 7 月 30 日 (木) 午後 1 時 30 分	茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁 1 階 入札室 2

6 入札の無効

一般競争入札に参加することができない者のした入札及び入札心得書に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

7 落札者の決定

落札者は、予定価格以上の有効札のうち最高額の入札者とする。

入札の回数は 1 回とし、再度の入札は行わない。

8 入札保証金

一般競争入札参加者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額（円未満切上げ）を次のいずれかの方法により納付すること。

なお、この入札保証金の還付に際しては、利息を付さない。

(1) 現金又は地方自治法施行令第 167 条の 7 第 2 項及び茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号）第 144 条において準用する第 139 条第 1 項に定める有価証券（なるべく銀行振出し小切手とすること。）により、当日納付する場合は前記 5 (2)イの提出日時の 30 分前から 15 分前までの間に納付すること。

(2) 口座振込により納付する場合は、茨城県の指定する口座に振り込んだ旨の証明として、振り込みを依頼した金融機関から交付を受けた納付書・領収証書（様式第 40 号）を貼付した入札保証金払込票提出書を、前記 5 (2)の提出期限・提出日時までに提出すること。

※ 上記口座振込用紙（納付書・領収証書（様式第 40 号）、収入票（納付書用）（様式第 37 号（その 5））及び収納済通知票（納付書用）（様式第 38 号（その 5））の 3 枚複写帳票）は、入札参加申込者宛に送付する文書に同封する。

9 契約不履行の場合における入札保証金の帰属

落札者が落札決定後、県が指定した期限内に売買契約を締結しないときは、前記 8 の入札保証金は県に帰属する。

10 契約の締結及び売払代金の支払方法

落札者は、県の定めた売買契約書により、落札者決定の通知を受けた日から 5 日以内に契約保証金を納付し、契約を締結した後、売払代金から契約保証金を除いた金額を県が発行する納入通知書により、一括して県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納付するものとする。

11 現地説明会の日時及び場所

現地説明会に参加を希望する者は、現地説明会実施日の前日午後 5 時までに、下記(2)の担当窓口へ申込みをすること。

なお、参加希望者がいない場合には、現地説明会は実施しないものとする。

(1) 日時、場所

物件番号	日 時	場 所
1	令和 8 年 7 月 9 日 (木) 午前 10 時 30 分から	《旧水戸地区見川教職員住宅敷地》 水戸市見川町字沓掛 2563 番 610
2	令和 8 年 7 月 9 日 (木) 午後 2 時から	《旧県職員住宅水戸本丸荘敷地》 水戸市三の丸三丁目 1 番 294
3	令和 8 年 7 月 10 日 (金) 午前 10 時 30 分から	《旧海洋高等学校湊水会館跡地駐車場》 ひたちなか市和田町二丁目 420 番 8
4	令和 8 年 7 月 10 日 (金) 午後 2 時 30 分から	《旧竜ヶ崎第二高等学校第二グラウンド》 龍ヶ崎市羽原町字中河内代 1941 番 7

(2) 担当窓口 (申込み先)

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部管財課 公有財産維持活用推進室

電話 029-301-2380

12 用途の制限

入札物件については、契約書において売買契約締結の日から 5 年間、次に掲げる制限を付するものとする。

- (1) 落札者は、茨城県暴力団排除条例 (平成 22 年茨城県条例第 36 号) 第 2 条第 5 号に規定する暴力団事務所又はその他これに類するものの用途に供し、又は供させてはならない。
- (2) 落札者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供し、又はこれらの用途に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは本件財産を第三者に貸してはならない。

13 その他の注意事項

物件番号 1 の物件について、落札者は以下の義務を負う。

- (1) 落札者は、2563 番 612 並びに同番 1316、1318、1319、1320 及び 1322 の 6 筆の土地 (以下「2563 番 612 ほか 5 筆の土地」という。) について、下記に掲げる事項を行うこと。
 - ア 水戸市との建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 42 条第 1 項第 5 号所定の位置指定道路の築造及び指定に係る事前協議を行うこと。
 - イ 落札者が水戸市に対して位置指定道路の指定の申請を行うこと。
 - ウ 落札者が位置指定道路を築造し、水戸市から位置指定道路の指定を受けること。

また、この義務は、2563 番 612 ほか 5 筆の土地を位置指定道路とした旨の水戸市の公告の写しを県に提出したこと及び水戸市の公告後に道路が築造されたことを県が確認したことをもって履行されたものとする。

なお、落札者は、上記アからウまでに掲げる義務の履行が完了する前に、2563 番 612 ほか 5 筆の土地の所有権を第三者に譲渡する場合は、当該第三者に対して、上記アからウまでに掲げる落札者の義務を承継させるものとする。当該第三者が 2563 番 612 ほか 5 筆の土地の所有権を当該第三者以外の第三者に譲渡する場合も、同様とする。

※ 上記アからウまでに掲げる義務の履行のために必要な費用については、全て落札者 (第三者に譲渡した場合は当該第三者) の負担とする。
- (2) 落札者は、2563 番 612 ほか 5 筆の土地について、下記に掲げる事項を認めること。

ア 2563番612ほか5筆の土地に接道する土地の所有者（以下「甲」という。）並びに2563番10並びに同番621、622、631、912、913及び611の土地の居住者が、2563番612ほか5筆の土地を無償で通行（車両による通行を含む。以下同じ。）すること、並びに甲及び当該居住者以外の者で正当な用務を有する者が、2563番612ほか5筆の土地を無償で通行すること。

イ 甲並びに2563番10並びに同番621、622、631、912、913及び611の土地の居住者が、2563番10並びに同番621、622、631、912、913及び611の土地のために、2563番612ほか5筆の土地に存する給水・排水管及び都市ガス管を無償で利用すること。

なお、2563番612ほか5筆の土地の所有権を第三者に譲渡する場合は、当該第三者に対して、上記ア及びイに掲げる落札者の義務を承継させるものとする。当該第三者が2563番612ほか5筆の土地の所有権を当該第三者以外の第三者に譲渡する場合も、同様とする。

(3) 落札者は、上記(1)について、次に掲げる落札者の義務を定めた覚書を甲と締結すること。

ア 落札者が、水戸市の定めるところにより、同市と位置指定道路の築造及び指定に係る事前協議を行うこと。

イ 落札者が、水戸市に対して位置指定道路の指定の申請を行うこと。

ウ 落札者が、水戸市の定めるところにより、位置指定道路の築造を行い、同市から位置指定道路の指定を受けること。

エ 落札者が、上記アからウまでに掲げる義務の履行が完了する前に、2563番612ほか5筆の土地を第三者に譲渡する場合は、当該第三者に対し、上記アからウまでに掲げる義務を承継させること。

(4) 落札者は、上記(2)について、次に掲げる落札者の義務を定めた覚書を甲と締結すること。

ア 甲並びに2563番10並びに同番621、622、631、912、913及び611の土地の居住者による2563番612ほか5筆の土地の無償での通行、並びに甲及び当該居住者以外の者で正当な用務を有する者による2563番612ほか5筆の土地の無償での通行を落札者が認めること。

イ 2563番10並びに同番621、622、631、912、913及び611の土地のために、2563番612ほか5筆の土地に存する給水・排水管及び都市ガス管を、甲並びに2563番10並びに同番621、622、631、912、913及び611の土地の居住者が、無償で利用することを落札者が認めること。

ウ 落札者が、2563番612ほか5筆の土地を第三者に譲渡する場合は、当該第三者に対し、上記ア及びイに掲げる義務を承継させること。

(5) 落札者が上記(1)の義務に違反したときは、県は、相当の期間を定めて催告し、その期間内に履行されないときは、契約を解除し、又は土地を買い戻すことができるものであること。土地の買戻し期間は、契約締結の日から10年間とし、買戻特約の登記を所有権移転の登記と同時にを行うものであること。

14 連絡先

水戸市笠原町978番6

茨城県総務部管財課 公有財産維持活用推進室

電話 029-301-2380

●入札公告（電子調達）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和 8 年 6 月 18 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 入札に付する事項

(1) 案件番号

080609000003901

(2) 案件の名称

令和 8 年度漁業取締船「とうかい」船舶中間検査及び一般修繕工事

(3) 案件の内容等

令和 8 年度漁業取締船「とうかい」船舶中間検査及び一般修繕工事仕様書のとおり。

(4) 工期

契約日から令和 9 年 3 月 10 日 (水) まで

(5) 工事場所

請負業者の修理ドック

2 担当部局

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県農林水産部漁政課 調整・漁船グループ 担当 今野

電 話 029-301-4080 (直通)

F A X 029-301-4089

所属メールアドレス : gyosei@pref. ibaraki. lg. jp

3 入札参加資格

(1) 政令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成 8 年茨城県告示第254号) に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 茨城県暴力団排除条例 (平成22年茨城県条例第36号) 第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

(6) 漁業取締船「とうかい (以下「本船」という。)」の船籍港 (茨城県那珂湊漁港) から航程160海里以内※に、本船を安全・確実に上下架できる設備を備えた修理ドックを確保できる者であること。

(※北は宮城県南三陸町まで、南は千葉県富津市又は神奈川県横須賀市まで)

(7) 平成28年度以降において、総トン数85トン以上の船舶 (鋼船以外も可) について、以下に示す同種の工事实績を有する者であること。

① 総トン数85トン以上の船舶を上架して行った修繕工事の実績

② 船舶安全法第5条に定められた法定検査を受検する工事の実績

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、参加登録、入札及び通知等を原則として電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム

URL :<https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。
紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所

(1) 茨城県物品役務入札情報サービス

ア 期間

入札公告の日から令和8年7月28日(火)まで

イ URL

<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

(2) 茨城県農林水産部漁政課

ア 期間

入札公告の日から令和8年7月28日(火)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、茨城県の休日を守る条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

イ 場所

2の担当部局に同じ。

6 現場説明会、入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者(以下「競争入札参加者」という。)は、以下の日時に実施する現場説明会において、本船の状態確認及び現場における説明を受けることができる。

ア 日時

令和8年7月17日(金)午後1時から午後3時まで

イ 場所

茨城県ひたちなか市和田町地内の那珂湊漁港内に係留する本船

(2) 競争入札参加者は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から令和8年7月21日(火)午後4時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2の担当部局に同じ。

ウ 方法

質問は電子調達システムの質問・回答機能により提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、郵便、持参、ファクシミリ又は電子メールによる質問も認める。

(3) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和8年7月24日(金)午後4時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札による参加の場合は、電子メール又はファクシミリにより回答するほか、入札情報サービスに質問と回答を掲載する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参等により、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に3の入札参加資格を証する資料

を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和 8 年 7 月 2 日 (木) 午後 4 時まで

なお、郵便、持参又は電子メールの場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法で参加する場合、発注図書欄に提示した入札参加登録シート (テキストファイル) 又は作成した確認申請書等を画像ファイルに変換したデータファイル (TIFF ファイル等) のいずれかを電子調達システムにより提出すること。

なお、その他必要な添付資料は郵送、持参又は電子メールの添付ファイルにより提出すること。

イ 紙入札により参加する場合は、郵送、持参又は電子メールにより提出すること。

(3) 提出先

2 の担当部局に同じ。

(4) 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格の有無について審査し、令和 8 年 7 月 9 日 (木) 午後 4 時までに、証明書等審査結果通知書を行なう。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法、開札場所等

競争入札参加者は、6 の(3)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入の上封書にて、郵送又は持参により 2 の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額 (整数) を記載すること。ただし、提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引替え、又は撤回することができない。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 8 年 7 月 28 日 (火) 午後 4 時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記 2 の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時 令和 8 年 7 月 29 日 (水) 午後 3 時

イ 場所 茨城県庁行政棟 1 階 入札室 3

電子調達のため、入札参加者の立会いは要しない。

(ただし、入札参加者が立会いを希望する場合は、立会いすることができる。)

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子調達システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名を欠くとき。
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき。
- (13) 証明書等審査結果通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便、持参又は電子メールにより開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

16 その他

(1) 本案件にかかる全ての手続は、日本国憲法及び関係法令に従って行うものとする。

(2) 本案件にかかる全ての手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

(4) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 競争入札参加者又は契約の相手方が本案件に関して要した費用は、全て当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

17 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Fishery enforcement vessel TOUKAI (85 Gross tonnage)

Intermediate Inspection and Repair Services 1set

(2) Fulfillment period:

From contract day through 10 March, 2027

(3) Fulfillment place :

Dockyard near (about 160 nautical miles) the mother Port of TOUKAI

(Nakaminato fishing port)

(4) Time limit for tender:

Time limit for tender (by hand): 4:00 p.m., 28 July, 2026

Time limit for tender (by mail): 4:00 p.m., 28 July, 2026

Time limit for tender (by electronic procurement bid system):

4:00 p.m., 28 July, 2026

(5) Contact Point for the notice :

Fisheries Administration Division, Ibaraki Prefectural Government

978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, 310-8555, Japan

Phone : +81-29-301-4080

E-mail : gyosei@pref.ibaraki.lg.jp

~~~~~  
( 企 業 局 )

●入札公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるもの

である。

令和 8 年 6 月 18 日

茨城県公営企業管理者 企業局長 林 利 家

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 購入物件名及び数量

水道用ポリ塩化アルミニウム 5,114,000キログラム (予定数量)

##### (2) 購入物件名の特質等

購入物品の性能等に関し、茨城県公営企業管理者企業局長が入札説明書で指定する性質を有すること。

##### (3) 納入期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

##### (4) 納入場所

- |                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| ① 茨城県企業局県南水道事務所        | 茨城県土浦市大岩田2972   |
| ② 茨城県企業局県南水道事務所利根川浄水場  | 茨城県取手市小文間80     |
| ③ 茨城県企業局県南水道事務所阿見浄水場   | 茨城県稲敷郡阿見町追原2586 |
| ④ 茨城県企業局鹿行水道事務所        | 茨城県鹿嶋市宮中3761-1  |
| ⑤ 茨城県企業局鹿行水道事務所鱒川浄水場   | 茨城県鹿嶋市鱒川234     |
| ⑥ 茨城県企業局県西水道事務所        | 茨城県筑西市辻2382     |
| ⑦ 茨城県企業局県西水道事務所新治浄水場   | 茨城県土浦市本郷1839    |
| ⑧ 茨城県企業局県西水道事務所水海道浄水場  | 茨城県常総市大塚戸町1956  |
| ⑨ 茨城県企業局県中央水道事務所       | 茨城県那珂市豊喰685     |
| ⑩ 茨城県企業局県中央水道事務所那珂川浄水場 | 茨城県那珂市西木倉1648   |
| ⑪ 茨城県企業局県中央水道事務所澗沼川浄水場 | 茨城県笠間市平町1100    |

#### 2 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県企業局総務課

電話 029-301-4926

茨城県企業局総務課経理担当メールアドレス kigyo-keiri@pref.ibaraki.lg.jp

#### 3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成8年茨城県告示第254号) に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例 (平成22年茨城県条例第36号) 第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

#### 4 入札説明書等の交付期間及び場所

##### (1) 交付期間

入札公告の日から令和 8 年 6 月 29 日 (月) までの午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、茨城県の休日を定める

条例 (平成元年茨城県条例第 7 号) に定める休日を除く。

(2) 交付場所

茨城県水戸市笠原町978番 6 茨城県庁舎 行政棟21階

茨城県企業局総務課 (電話) 029-301-4926

なお、入札説明書の交付を電子メールで希望する者は、4(1)の交付期間中に以下へその旨申請すること。

茨城県企業局総務課経理担当メールアドレス kigyo-keiri@pref.ibaraki.lg.jp

5 入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者 (以下「競争入札参加者」という。) は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおりとする。

ア 質問受付期間

公告の日から令和 8 年 7 月 2 日 (木) 午後 5 時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2 の担当部局に同じ。

ウ 方法

質問は、電子メールによること。

(2) 質問に対する回答日時及び回答方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和 8 年 7 月 7 日 (火) 午後 5 時まで

イ 方法

電子メールにより回答する。

6 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、郵便 (書留郵便に限る。) 又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類について茨城県公営企業管理者企業局長から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 提出期限

令和 8 年 7 月 9 日 (木) 午後 5 時 必着

(2) 提出方法

郵送 (書留郵便に限る。) 又は持参により提出すること。

(3) 提出先

2 の担当部局に同じ。

(4) 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格の確認の申請を行った日現在をもって行う。

入札参加資格の合格・不合格については、令和 8 年 7 月 24 日 (金) までに、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

7 入札書の提出方法、開札場所等

(1) 入札書の提出方法

入札書に必要事項を記入の上封書にて、2 の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

入札金額は1キログラム当たりの単価を小数第二位まで記載すること。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引換え、又は撤回することができない。

## (2) 郵送による入札書の提出方法

郵送の場合は書留郵便とすること。

郵送により入札書を提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封し、さらに、外封筒の封皮に入札参加者の称号又は名称を表記し、かつ、「7月30日開封・調達物品の入札書在中（水道用ポリ塩化アルミニウム）」と朱書すること。

この場合、再度の入札（地方自治法施行令第167条の8第4項で規定する再度の入札をいう。）を行う場合があるので、再度の入札を辞退する者は「再度入札辞退書」を、再度入札に参加を希望する者はその旨を明記する書類を、外封筒に入れ郵送しなければならない。

## (3) 入札書の受領期限

令和8年7月30日（木）午後1時30分。ただし、郵送による入札の場合は、令和8年7月29日（水）午後5時までに、2の担当部局に到達しなければならない。

## (4) 代理人による入札方法

代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

なお、この場合の入札書には、入札参加者の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の署名が記載されなければならない。

## (5) 開札日時、場所等

ア 日時 令和8年7月30日（木）午後1時30分

イ 場所 茨城県庁舎行政棟1階 入札室3

開札は、ア及びイに掲げる日時及び場所において、入札者またはその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者またはその代理人が立ち会わない場合は入札事務に関係の無い職員を立ち合わせて行う。

## 8 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、見積もる契約金額（1キログラム当たりの単価（税込））に予定数量をかけた金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県企業局会計規程（平成23年茨城県企業管理規程第3号。以下「会計規程」という。）第84条第2項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約金額（1キログラム当たりの単価（税込））に予定数量をかけた金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、会計規程第79条第2項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

## 9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

### (1) 入札参加資格がない者がした入札。

- (2) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 (免除された者を除く。)
- (3) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (4) 指定の日時までに入札書が提出されなかったとき。
- (5) 記名を欠くとき。
- (6) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (7) 首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (8) 同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。
- (9) 電報や電話による入札
- (10) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (11) 一般競争入札参加資格確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札
- (12) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

#### 10 落札者の決定方法等

- (1) 本公告に示した物品を納入できると茨城県公営企業管理者企業局長が判断した入札者であって、会計規程第 87 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者の決定を行う。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行うものとする。ただし、郵送により入札を行う者で再度入札の参加を希望する者がある場合は、7 日以内に再度入札を行う。

#### 11 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、2 の担当部局へ郵便、持参又は電子メールにより開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

#### 12 再度入札等

- (1) 再度入札は 1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

#### 13 契約書作成の要否

要

#### 14 詳細は入札説明書による。

#### 15 その他

- (1) 入札手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札・開札の延期等は電話等により必要な事項を連絡するものとする。
- (3) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (5) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上、次に示す場所に申請

すること。申請は随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

〈申請書の入手、提出及び問合せ先〉

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

#### 16 Summary

(1) Requested Items:

Poly Aluminum Chloride 5,114,000kg

(2) Closing Date and Time for Tender Submission:

Mail delivery: July 29, 2026 at 05:00pm (local time)

Hand delivery: July 30, 2026 at 01:30pm (local time)

(3) Inquiries:

Administrative Section General Affairs Division

Ibaraki Prefectural Government Public Enterprises Bureau

978-6 Kasahara Mito Ibaraki Japan 310-8555

TEL 029-301-4926

~~~~~  
(警 察 本 部)

◎落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 8 年 6 月 18 日

茨城県警察本部長 滝 澤 幹 滋

〔掲載順序〕

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年茨城県規則第 98 号）第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧その他必要な事項

①緊急配備支援システムの賃貸借 ②茨城県警察本部警務部会計課 茨城県水戸市笠原町978番6 ③令和 8 年 6 月 8 日 ④NTT・TCリース株式会社代表取締役近藤禎一郎 東京都港区港南一丁目 2 番 70 号 ⑤月額 5,949,100 円 (消費税及び地方消費税抜き額) ⑥一般競争入札 ⑦令和 8 年 4 月 9 日 ⑧落札方式は最低価格

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)